

「寺家ふるさと村四季の家」の利活用に関する サウンディング型市場調査（対話）実施要領

横浜市では、「寺家ふるさと村四季の家」（以下、「四季の家」）をふるさと村の地域活性化に寄与する事業とするため、公民連携による活用の検討を進めています。

については、民間事業者の方々との対話を通じて事業性等を確認したいと考えていますので、率直なご意見・ご提案をお願いいたします。

今回の対話結果を踏まえ、利活用手法を検討することとしており、公募型事業として進める場合は、具体的な公募条件（案）を示した2回目の対話を実施する予定です。

● 対話の実施（アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。）

【期間】 令和7年11月4日（火）～令和7年11月14日（金）

【場所】 横浜市役所会議室 ※日時連絡の際に、具体的な会場を御案内します。

【対象者】 四季の家利活用による事業実施に関心のある民間事業者または民間事業者のグループ等

【方法】 直接対話、WEB会議システムによる対話（1事業者ごと1時間程度）

事前の現地説明について（希望者事前申込制）

対話にあたり、希望者に現地説明を実施します。

【実施日】 令和7年10月8日（水） 10月17日（金） 14:00（希望者合同で2時間程度）

※参加希望の方は、サウンディングの参加と併せてお申し込みください。

※現地見学会に参加されない場合でも、対話への参加は可能です。

● 対話参加の申込み（事前申込制）

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、期間内にお申し込みください。

【申込期限】 令和7年11月12日（水） 17:00まで

※ 現地説明を希望される方は、実施日前日10時までにお申し込みください。

【申込先】 横浜市 みどり環境局 農政推進課 地域づくり担当

Eメール：mk-chiikidukuri@city.yokohama.lg.jp

メール件名は【対話参加申込】としてください。

【留意事項】 ① 対話希望日時を5つ以上選択の上、希望順位もご記入ください。お申し込みいただき次第、順次日時等をご連絡します。

② WEB会議システムご希望の場合は、日時等は個別に相談の上、決定します。

③ 質問がある場合は、先に対話参加のお申し込みを済ませてから、質問をお送りください。
対話参加のお申し込みがない場合は無効とします。

提出期限：令和7年10月21日（火）17:00まで

回答日：令和7年10月24日（金）

※回答は以下のホームページに掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/nochi/noutaiken/shizen/shikinoietawa.html>



1 事業の概要

本市では、良好な田園景観を残している農業地域の農地や樹林を将来にわたって保全するとともに、農業の振興を図ることを目的として、「横浜ふるさと村事業」を実施しています。

青葉区寺家町に位置する「寺家ふるさと村」では、ふるさと村の指定から約40年が経ち、高齢化による地元組織の活動休止も見受けられることから、地元住民の方々と地域活性化や農業振興に向けた将来像の作成に取り組んでいます（寺家ふるさと村については、別紙1を参照ください）。

総合案内所である「四季の家」についても、ふるさと村の拠点施設として存続していくためには、収益向上等により運営費を安定して確保していく必要があります。そのため、地域の将来像検討と併せて、地域の拠点となるとともに持続的な運営が可能となるよう、その利活用についても地元住民の方々と検討しています。

本サウンディングでは、上記の検討を受け、四季の家の利活用の可能性について、ご意見、ご提案をいただきたいと考えています。

今後の予定については、本サウンディング調査結果を踏まえた上で、事業化に向けた検討を進めてまいります。最短でR9年度に事業者公募を行う可能性があります。事業検討の際の参考としてください。

(参考) 今回の対話の位置づけ

令和7年度	令和8年度	令和9年度
・サウンディング（対話）の実施（1回目）※本調査	・サウンディング（対話）の実施（2回目）	・事業者公募

2 四季の家について

横浜ふるさと村事業の一環で、市民と農家を結ぶ交流拠点（総合案内所）として昭和62年に整備された施設です。

任意団体である「寺家ふるさと村四季の家管理運営委員会」が本市と無償貸付契約（土地・建物）を締結し、主に以下の事業を実施しています。

①施設の管理

建物、駐車場、緑地帯等の維持管理（事業費：約400万円/年）

②研修室・農産加工室等の貸し出し

研修室及び料理実習室を児童・生徒・学生の農業体験、オリエンテーリング等の野外活動、俳句作成等の文化活動、健康づくり・スポーツ、夏休みの料理実習、村民の麹や味噌造り等料理等の会場として、市民に貸し出し（貸出回数：約800回/年）

③JIKEマルシェの開催

令和6年度から四季の家主催でJIKEマルシェを実施（年4回）

④各種教室の開催

地域農業のPRと市民の農業理解の向上を目的とした、寺家町女性部員を講師とした味噌造り教室やそば打ち教室を開催（実施回数：約70回）

⑤ウェルカムセンター運営受託事業（横浜市みどり環境局環境活動事業課受託事業）

寺家の歴史・農業・動植物のパネル展示や動植物の標本展示、昔の農機具類の展示、野草・農作物の花等のパネル展示、野鳥及び野草の写真集の配布、生き物トピックス等の展示、野鳥観察会、里地里山入門講座、各種観察会の開催などを実施（事業費：約400万円/年）

⑥ミヤコタナゴ保護管理受託事業（横浜市教育委員会受託事業）

国の天然記念物、ミヤコタナゴの飼育池での繁殖及び飼育管理（室内外）その他淡水魚等の展示

(事業費：約 30 万円/年)

⑦その他展示

市民グループの絵画や写真等の作品展示にホールの貸出
(植物画展、青葉区児童画展、各種写真展等)

【参考】建物の情報

建物の概要	構造：鉄骨平屋造 階数：1 階 建築面積：794.84 m ² 延床面積：675.64 m ² 竣工年数：37 年 主要用途：研修所
主な施設	展示コーナー 研修室 料理実習室 食堂 駐車場（47 台）
平面図	別紙 2 「平面図」参照



四季の家外観



研修室



農産加工室



展示コーナー

【土地の情報】

所在地	青葉区寺家町414
敷地面積	約3,443 m ²
用途地域	市街化調整区域
防火地域	防火指定なし
その他地域	用途地域の指定のない区域の制限【一般の区域】
法定建蔽率	50%
法定容積	80%、道路幅員による容積率の低減係数:0.4
高さ制限	道路斜線:1.25 / 1、隣地斜線:20m+1.25 / 1
日影規制	1.5m、3h、2h
その他	水路敷あり 水路に接している（接道は駐車場側）

【参考】横浜市行政地図情報提供システム i マッピー（まちづくり地図情報）

<http://wwwm.city.yokohama.lg.jp/agreement.asp?dtp=2&npg=/index.asp>



四季の家の敷地範囲



四季の家年間来場者の推移

3 事業アイデアを提案いただくにあたっての条件

3-1 計画条件

(1) 土地・建物の取扱い

本事業では、土地・建物は市が所有し、定期借家・定期借地（定期借家部分を除く）によって貸付けます。

(2) 都市計画法の制限について

市街化調整区域であるため、開発行為及び建築行為が都市計画法により制限されます。

※詳しくは横浜市「都市計画法による開発許可の手引き」をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/kaihatsu/tebiki.html>

(3) 建築基準法及び関連法規

提案事業に応じて、関連法規も含めて基準に適合する計画としてください。

(4) 周辺エリアマネジメント

事業者決定後は、着工前の段階から、活用事業者、周辺地域住民、市等が一体となって、ふるさと村の地域活性化や魅力づくりに取り組む検討委員会等プラットフォームを組成し、エリアマネジメントについて情報共有・議論の場を持ちながら事業を推進する予定です。

3-2 貸付条件

(1) 土地

ア 貸付期間

土地の貸付けの期間は、原則 10 年以上で事業者が提案した期間とします。貸付期間の上限（提案期間）は、50 年を目安としますが、それ以上の提案も可能です。

イ 契約形態

提案をもとに、借地借家法に基づく定期借地契約を締結します。

ウ 貸付料

事業者は、市と事業者との間で締結する定期借地権設定契約に基づき、市が定める土地貸付料を支払うことします。

契約時の貸付料について、通常本市では不動産鑑定評価等に基づいて最低価格を定めますが、本サウンディングにおいては、提案いただく整備計画・事業計画等に基づいて、可能であれば貸付料をご提案いただきたいと考えております。ご提案額は今後の公募条件を検討する際の参考とさせていただきます。

なお、公共的な事業を実施する団体として認められれば、貸付料の減免が認められる可能性があります。

(2) 建物

ア 貸付期間

建物の貸付けの期間は、原則 10 年以上で事業者が提案した期間とします。貸付期間の上限（提案期間）は、50 年を目安としますが、それ以上の提案も可能です。

イ 契約形態

提案をもとに、借地借家法に基づく定期借家契約を締結します。

ウ 貸付料

事業者は、市と事業者との間で締結する定期建物賃貸借契約に基づき、市が定める貸付料を支払うことします。

契約時の貸付料について、通常本市では不動産鑑定評価等に基づいて最低価格を定めますが、本サウンディングにおいては、提案いただく整備計画・事業計画等に基づいて、可能であれば貸付料をご提案いただきたいと考えております。ご提案額は今後の公募条件を検討する際の参考とさせていただきます。

なお、公共的な事業を実施する団体として認められれば、貸付料の減免が認められる可能性があります。

エ 改修計画

建物の経年劣化がすすんでいるため、本市で屋根の全面葺き替え、電気設備の更新など大規模改修工事を予定しています。

【想定スケジュール】

令和 7 年度～令和 8 年度：基本設計

令和 9 年度：実施設計

令和 10 年度：改修工事

改修にあたっては、地元住民の意見や本サウンディングの結果を設計に反映できるよう、あらかじめ設計事業者と調整を行っていますが、提案事業者による設計のご提案も可能です。

(3) 四季の家の活用にあたっての本市の考え方

四季の家は、ふるさと村の情報発信および「農業振興」「里山保全」の拠点として、引き続き活用していくことを想定しています。農業体験、地元産品の加工・販売、自然環境の保全活動等の具体的な取組が期待されます。

また、事業者提案によっては、「子育て・教育」「健康・福祉」「脱炭素」「循環型経済」など、本市の重点政策に資する活用につながることも歓迎します。

現在、四季の家の活用を含むふるさと村の将来像について、地域住民と協議を進めており、検討中の内容は対話申込時に資料として提供します。

四季の家の活用にあたっては、周辺の農地、樹林地、ため池、寺家町周辺の未利用地等の地域資源も事業フィールドとして活用していくことも想定しています。ただし、農地の大部分、また樹林地の一部は民有地のため、活用にあたっては地権者との調整が必要となりますので、提案する場合は地権者との協力・連携方法もふまえてください。また、寺家ふるさとの森については「市民の森」に指定されています。

寺家ふるさと村及び寺家町周辺の公共ストックについては、以下の通りです。



① ため池

寺家ふるさと村には農業用水用のため池として、「熊野池」「むじな池」「大池」があります。現在、熊野池は釣り堀として公開されており、それ以外は立入が禁止されています。「熊野池」「むじな池」「大池」の所管はみどり環境局であり、活用については所管部署との協議が必要です。なお、「新池」「居谷戸池」については雨水調整池であり、所管は下水道河川局となっています。



むじな池



大池

② 樹林地

「寺家ふるさとの森」（市民の森）として指定されている樹林地の一部が市有地となっています。また、居谷戸周辺の樹林地の一部が寺家町居谷戸特別緑地保全地区に指定されていますが、その一部も市有地となっています。市有地となっている樹林地については、みどり環境局が管理を行っているため、活用については上記部署との協議が必要です。なお、寺家ふるさとの森は公開型の樹林地で散策路等がありますが、寺家町居谷戸特別緑地保全地区は閉鎖型の樹林地となっています。市民の森制度については、本市ホームページを参照ください

(https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori_up/1mori/forest/shimin-mori-seido.html)

③その他

寺家ふるさと村（寺家町）内ではありませんが、四季の家から直線距離で約2km圏内に本市未利用地が存在します（別紙3参照）。当該地の所管は財政局のため、活用については、財政局及び、青葉区役所との協議が必要です。

4 対話の場で伺う内容

本サウンディング調査においては、運営・管理主体としての参画のほか、活用整備事業者、入居テナント事業者等、幅広い参画も想定していますので、専門性・業態等に応じて参画形式と提案対象範囲をお選びの上、ご提案ください。複数選択による総合的な提案も歓迎します。

なお、主に四季の家の活用についてご意見、ご提案をいただきたいと考えていますが、周辺地域資源のみの活用についても提案を受け付けます。

※ ご提案・ご意見のない項目があつても構いません。

※ 説明資料の提出は求めません。必要とお考えになる場合にはご用意いただいても結構です。

(1) 参画形式と提案対象の組み合わせ

参画形式	提案対象 四季の家+周辺地域資源	四季の家のみ	周辺地域資源のみ
運営・管理 (M)	M-1	M-2	M-3
テナント (T)	T-1	T-2	T-3
整備・活用 (D)	D-1	D-2	D-3
その他 (0)	0-1	0-2	0-3

(2) ご提案いただきたい項目 ※ ご提案・ご意見のない項目・内容があっても構いません

M 共通	①運営事業内容 • 運営スキーム、体制 • 体制構築手順（スケジュール）など ②運営事業収支概要 • 想定している収入源（事業種別等） • 想定している支出項目と規模（人件費、賃借料、広報費等）など	M-1	M-2	③活用建物の管理 • 管理方法 • 管理費用 • 地域団体利用機会の確保と管理・対応方法 など
			M-3	③周辺資源の活用 • 活用する地域資源の内容 • 活用方法 • 地権者等との連携体制 など
T 共通	①営業内容 • 業種・業態 • 営業形態（営業時間・体制等）など ②想定賃借条件 • 面積：理想と必要最低 • 機能・設備：理想と必要最低 • 貸付料：想定相場と事業可能上限 • 契約期間：理想と最低必要 など	T-1	T-2	③建物の活用 • 希望区画・面積 • 事業参考例 など
			T-3	③周辺資源の活用 • 活用する地域資源の内容 • 活用方法 • 地権者等との連携体制 など
D 共通	①事業内容 • 事業スキーム、体制 • 事業構築手順（スケジュール）など ②事業収支概要 • 想定している初期費用項目と概算 • 想定している定期収入（事業売上、賃料・サブリース料等） • 想定している固定支出とその算出方法（土地及び建物の貸付料、光熱費、修繕積立等）など	D-1	D-2	③建物の活用内容 • 役割・機能・用途 • 改修イメージまたは事例 など
			D-3	③周辺資源の活用内容 • 活用範囲 • 機能・施設用途・配置イメージまたは事例 など
0 共通	①想定事業内容 • 運営スキーム、体制 • 体制構築手順（スケジュール）など ②運営事業収支概要 • 想定している収入源（事業種別等） • 想定している支出項目と規模（人件費、賃借料、広報費等）など	0-1	0-2	③活用建物の管理 • 管理方法 • 管理費用 • 地域住民との連携体制など
			0-3	③周辺資源の活用 • 活用する地域資源の内容 • 活用方法 • 地権者等との連携体制など
全共通	④地域住民との連携内容 ⑤実施にあたり横浜市に期待する措置・役割など ⑥その他、ご提案・ご意見などありましたらお示しください。			

5 留意事項

(1) 参加及び対話内容の取扱い

- ・対話の参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話

時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。

(2) 対話に関する費用

- ・対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

- ・必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を行うことがあります。その際は、ご協力を
お願いします。

(4) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。
- ・参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。

(5) 参加除外条件

- ・次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

(6) 参考情報

四季の家ホームページ <https://jike-shikinoie.jp/>

6 その他連絡先

対話に関すること、また地域資源、本市所管施設の状況等については、下記の連絡先に問い合わせください。

連絡先 横浜市みどり環境局農政推進課（地域づくり担当）

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話・FAX 045-671-2608／045-664-4425

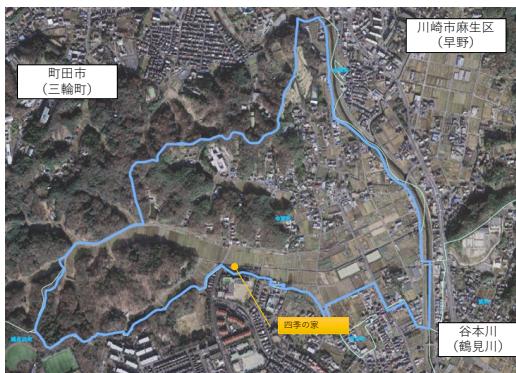
E-mail mk-chiikidukuri@city.yokohama.lg.jp

【別紙1】寺家ふるさと村について

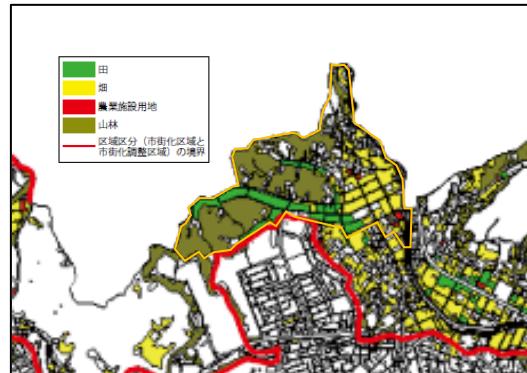
(1) 寺家ふるさと村の概要

本市では、良好な田園景観を残している農業地域の農地や樹林を将来にわたって保全するとともに、農業の振興を図ることを目的として、「横浜ふるさと村事業」を実施しています。

指定から40年以上経ち、高齢化による地元組織の活動休止も見受けられることから、地元住民の方々と地域活性化や農業振興に向けた将来像の作成に取り組んでいます。



位置図



土地利用状況

【参考】寺家ふるさと村の地域指定等

所在地	青葉区寺家町（全域）
面積	86.1ha
用途地域等	<p>【全域】 市街化調整区域 農業振興地域指定（S48.8.25 指定） 農業専用地区指定*（S61.3.24 指定）</p> <p>【以下、地区の一部】 風致地区指定（市民の森**（名称：寺家ふるさとの森：12.4ha : S58.10.28 開園）区域） 寺家特別緑地保全地区***（12.3ha : H18.1.5 指定） 寺家町居谷戸特別緑地保全地区***（4.9ha : R2.7.3 当初指定、R3.7.15 追加指定）</p>

* 農業専用地区制度（横浜市独自制度）：乱開発の防止、市民参加の街づくり、都市農業の確立を基本理念に都市開発における環境の保全及び都市農業の確立と調和を図るために土地利用計画を策定し、総合的、計画的な街づくりと農業振興を図る、横浜市独自の農業振興策。

**市民の森制度（横浜市独自制度）：概ね2ha以上の市民利用が可能な樹林地等について、土地所有者が市と市民の森契約を結び、市が自然を生かした整備を行ない、公開する制度。開園後は、園路・広場沿いの枯れ木等の管理や施設点検等については公園緑地事務所が対応し、清掃や巡視等については、土地所有者の方々や周辺住民等で結成された「市民の森愛護会」が対応している。

***特別緑地保全地区：「都市緑地法」に基づき、都市の中のまとまりのある緑地を永続的に保全し、緑豊かな街の環境を維持する制度です。本市では188地区（約558.3ha）を指定している（令和7年2月14日現在）。

【参考】寺家ふるさと村の整備施設の概要

設置主体 [設置年度]	施設内容	
横浜市 [昭和 58 年]	ふるさとの森（12ha）	散策道等
	水辺アメニティ	水路整備
寺家ふるさと村 体験農業振興組合 [昭和 59 年]	運動広場	テニスコート 5 面ほか
	体験農園	設置当時は組合に各農園の事務局機能がありましたが、現在は個別に運営（寺家ふるさと村内に 6 か所）
	釣り堀	熊野池整備
横浜市 [昭和 62 年]	四季の家	ビジターセンター (自然環境活用センター)



釣り堀



体験温室



運動施設（テニスコート）

（2）寺家ふるさと村におけるこれまでの取組

令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> 地元農家、団体（環境教育、福祉等）等へのヒアリング 四季の家でマルシェを試行的に開催（12 月）
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> 関係者へのヒアリング（継続） マルシェの試行（5, 6, 10, 11 月）+ 情報発信（SNS、直売所マップ） 未利用水田の耕作働きかけ+市民利用の試行（里地里山入門講座） 路上駐車対策の検討（土木事務所、警察等への協議、交通量調査の実施）
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> 府内プロジェクト会議 路上駐車対策の検討（継続） マルシェの実施（継続、年 4 回）
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> 寺家みらいプロジェクトの実施 路上駐車対策の検討（継続） マルシェの実施（継続、4 回）

■JIKE マルシェ

四季の家の機能を検討するにあたり、地場産農産物を扱う近隣事業者等の出店による地産地消イベントを本市で試行的に実施しました。

令和 5 年度までの試行を経て、地産地消に対する市民ニーズが高いことが実証されたため、令和 6 年度からは四季の家が主催となってマルシェを実施しています。

【参考】四季の家ホームページ

<https://jike-shikinoie.jp/jike%e3%83%9e%e3%83%ab%e3%82%b7%e3%82%a7/>



マルシェの様子

■路上駐車対策の検討

蛍の時期になると、夜間の谷戸田に路上駐車が続き、数百人の歩行者が狭い農道を歩く状況が発生しており、地域の生活者の利便性低下や安全管理等の問題が顕在化していました。

そこで、令和5年度から寺家町内会、青葉土木事務所、青葉警察署、四季の家、本市が協力し、積極的なマナー啓発活動を行っています。



路上駐車の様子



駐車防止に向けた
カラーコーン設置の様子



啓發ポスター（四季の家作成）

■寺家みらいプロジェクト

農×〇〇をテーマにして、地域資源を活かした取組みアイデアを考え、実践することを通して、寺家エリアの新たな価値創出を目指すためのワークショップを実施しました。

詳細は、<https://jikemirai.info/> を参照ください。

◇実施内容

① キックオフイベント（講演会）

実施日：令和6年8月25日

講演内容：「農の力で世界に誇る田園都市づくり～農が生み出す「6つの価値」～」

登壇者：小野 淳氏（株式会社農天気代表取締役、NPO法人くにたち農園の会前理事長）

② ワークショップ概要

日時	内容
第1回 令和6年9月22日	寺家ふるさと村内を散策し、寺家の地域資源を発見・把握
第2回 令和6年10月6日	寺家ふるさと村で取り組んでみたいアイデアを考え、実践したいマイプランを構想
第3回 令和6年10月26日	グループごとにマイプランを発表し、市で伴走支援するプラン・グループを選定
第4回 令和7年2月1日	採択グループの活動報告



散策の様子（第1回）



プラン発表の様子（第3回）



採択グループの活動の様子



採択グループの活動の様子

(3) 横浜市上位計画・関連系計画における寺家ふるさと村の位置づけ

①横浜農業振興地域整備計画

◆寺家地区

- ・水田地帯は昔ながらの谷戸田の景観を残した横浜ふるさと村の代表的な風景を形成しており、市内外から年間約20万人がこの風景を見に訪れている。
- ・今後も横浜ふるさと村として、里山景観を守りながら来村者や地域住民との交流を軸にした都市農業を継続して展開する。

②横浜市水と緑の基本計画

緑の10大拠点※の1つ（こどもの国周辺地区）に位置付けられており、地域ごとの特性をいかしながら優先的に水と緑を保全・活用し、次世代に継承していくことが定められています。

※市内を流れる河川の源・上流域には、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されており、生き物の生育・生息環境としても重要であることから、それらの緑を「緑の10大拠点」として位置付けています。

◆こどもの国周辺地区（約800ha）

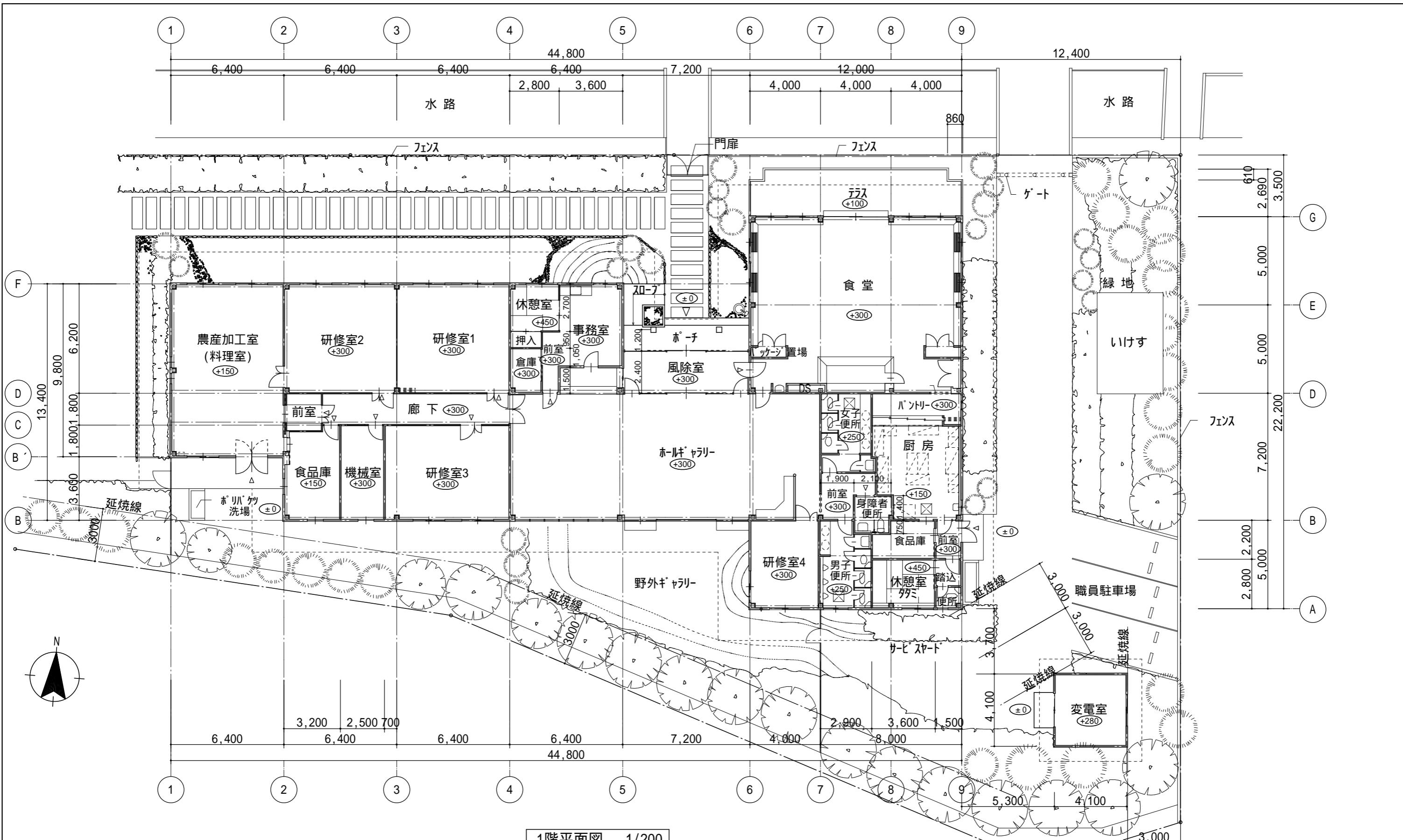
- ・雑木林をいかした自然の遊び場であるこどもの国や、昔ながらの里山景観が残る寺家ふるさと村を中心に、良好な自然環境や風致・景観を保全するとともに、市民が地域の自然環境を楽しめる場として活用します。

③横浜市都市農業推進プラン 2024-2028

横浜ふるさと村総合案内所の管理運営に対して支援し、市民と農業者の交流を通じて、市民にいこいの場を提供し、地域農業の振興を図ります。また施設の修繕等を計画的に行うとともに、持続的なふるさと村を目指して地域の課題解決に取り組みます。

④横浜みどりアップ計画[2024-2028]

- ・横浜ふるさと村や恵みの里等で、苗の植え付けや農産物の収穫などを行う農体験教室など、市民が農とふれあう機会を提供します。また、ふるさと村総合案内所に農を楽しむ拠点としての機能の充実を図り、農の魅力を発信します。
- ・ウェルカムセンターにおける展示解説や自然体験、環境学習の機会の提供等を、企業のCSR活動などと連携しながら実施し、基本的な森の楽しみ方から森の魅力まで、市民が森について理解を深めるための取組を推進します。



1階平面図 1/200

■四季の家周辺の未利用地について

地目	登記地積	用途地域	現況	四季の家からの直線距離
畠	631 m ²	第1種低層住居専用地域	資材置場	約1.0km
山林	244 m ²	第1種低層住居専用地域	空地	約1.6km
山林	150 m ²	第1種低層住居専用地域	空地	約1.3km
宅地	211.60 m ²	第1種低層住居専用地域	空地	約2.1km
山林	191 m ²	第1種低層住居専用地域	空地	約1.6km
山林	193 m ²	第1種低層住居専用地域	空地	約1.6km
宅地	212.49 m ²	第2種低層住居専用地域	空地	約1.3km
宅地	205.42 m ²	第1種低層住居専用地域	空地	約1.3km